

## 富山県における温泉法の施行に係る運用指針

### 1 申請・届出に係る審査基準及び留意事項等

次に示す申請・届出については、別紙1により行うものとする。

#### (1) 温泉掘削・温泉増掘・温泉動力装置

申請・届出書類	県様式	申請・届出の対象	審査要領
温泉掘削許可申請書	1	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとするとき	1
温泉増掘許可申請書	2	温泉のゆう出路を増掘しようとするとき	2
温泉動力装置許可申請書	3	温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとするとき	3
温泉掘削等許可更新申請書	4	温泉掘削・増掘に係る工事の有効期間を更新しようとするとき	4
合併(分割)による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請書	4の2	温泉掘削等の許可を受けた者である法人の合併・分割を行おうとするとき	5
相続による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請書	4の3	温泉掘削等の許可を受けた者の相続があったとき	6
温泉掘削(増掘)施設等変更許可申請書	4の5	掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするとき(掘削の工事の施行方法の変更であって主要な方法の変更)	7
温泉掘削等変更届	5	温泉掘削・増掘の工事について変更を行ったとき	8
温泉工事着手届	7	温泉掘削等の工事に着手したとき	9
温泉工事廃止届	9	温泉掘削等の工事を廃止したとき	10
温泉掘削(増掘)工事完了届	8	温泉掘削・増掘の工事が完了したとき	11
温泉動力装置工事完了届	8の2	温泉動力装置の工事が完了したとき	12
温泉動力装置変更届	6	温泉動力装置の工事について変更を行おうとするとき	13

#### (2) 温泉の採取等

申請・届出書類	県様式	申請・届出の対象	審査要領
温泉ゆう出届	10	温泉分析により温泉となったとき	14
温泉所有者等変更届	11	温泉の所有者等に変更があったとき	15
温泉廃止届	12	温泉を廃止したとき(様式第12号の12の届出が行われるときを除く。)	16
温泉採取許可申請書	12の2	温泉採取を業として行おうとするとき	17
可燃性天然ガス濃度確認申請書	12の6	温泉採取を業として行おうとするとき(温泉の採取の場所における可燃性天然ガス濃度が基準を超えないときに限る。)	18
合併(分割)による温泉採取許可に係る事業承継承認申請書	12の3	温泉採取の許可を受けた者である法人の合併・分割を行おうとするとき	19
相続による温泉採取許可に係る事業承継承認申請書	12の4	温泉採取の許可を受けた者の相続があったとき	20
譲渡による温泉採取確認に係る地位承継届	12の7	温泉採取の確認を受けた者が温泉採取の全部の譲渡を行ったとき	21
合併(分割)による温泉採取確認に係る地位承継届	12の8	温泉採取の確認を受けた者である法人の合併・分割を行ったとき	22
相続による温泉採取確認に係る地位承継届	12の9	温泉採取の確認を受けた者の相続があったとき	23
温泉採取施設等変更許可申請書	12の10	許可を受けた温泉採取について可燃性天然ガスによる災害防止上重要な変更を行おうとするとき	24
温泉採取者等変更届	12の11	温泉採取について変更を行ったとき	25
温泉採取事業廃止届	12の12	温泉採取を廃止したとき	26

### (3) 温泉利用

申請・届出書類	県様式	申請・届出の対象	審査要領
温泉浴用許可申請書	13	温泉を公共の浴用に供しようとするとき	27
温泉飲用許可申請書	14	温泉を公共の飲用に供しようとするとき	28
合併(分割)による温泉利用許可に係る事業承継承認申請書	15の2	温泉利用の許可を受けた者である法人の合併・分割を行おうとするとき	29
相続による温泉利用許可に係る事業承継承認申請書	15の3	温泉利用の許可を受けた者の相続があったとき	30
温泉成分等掲示(掲示内容変更)届	16	温泉利用場所における温泉成分等掲示を行おうとするとき(変更を行うときを含む)	31
温泉利用変更届	18	温泉利用の許可について変更を行ったとき	32
温泉利用廃止届	19	温泉利用を廃止したとき	33

### (4) 温泉使用

申請・届出書類	県様式	申請・届出の対象	審査要領
温泉使用届	20	温泉を公共の浴用・飲用以外に利用しようとするとき	34
温泉使用廃止届	21	温泉の使用を廃止したとき	35

### (5) 温泉成分分析機関登録

申請・届出書類	県様式	申請・届出の対象	審査要領
温泉成分分析機関登録申請書	22	温泉成分分析機関の登録を行おうとするとき	36
温泉成分分析機関変更届	23	温泉成分分析機関の登録について変更を行ったとき	37
温泉成分分析機関廃止届	24	温泉成分分析の登録を廃止したとき	38

- 審査基準第1 循環ろ過装置設置浴用施設基準  
審査基準第2 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準  
審査基準第3 温泉利用許可の単位  
審査基準第4 温泉飲用施設基準  
審査基準第5 温泉飲用利用基準  
審査基準第6 温泉利用の禁忌症決定基準  
審査基準第7 温泉利用の適応症決定基準  
審査基準第8 温泉利用の注意事項決定基準

- 参考1 温泉の土地掘削の規制を受ける関係法令(抜粋)  
参考2 温泉法関係申請・届出手続きフローシート  
参考3 申請書に添付する誓約書様式

## 2 不利益処分の処分基準

許可、登録の取消しについては、別紙2により行うものとする。

## 3 その他

本運用指針については、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準とするので、申請者等の求めがあったときは、示しても差し支えないこと。

申請・届出に係る審査基準及び留意事項等

審査要領第1 温泉掘削許可申請

<p>審査基準</p>	<p>許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉掘削許可申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならない。</li> <li>① 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。</li> <li>② 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</li> <li>③ 当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>④ 申請者が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>⑤ 申請者が温泉法第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により掘削の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>⑥ 申請者が法人である場合において、その役員が上記④、⑤のいずれかに該当する者であるとき。</li> <li>○ 許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> <li>○ 許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</li> </ul>								
<p>申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請者             <ul style="list-style-type: none"> <li>—法人格のない団体の場合—</li> <li>団体自身は申請者となり得ないので、団体の代表者の申請又は全構成員の共同申請でなければならない。</li> <li>—多数人の場合—</li> <li>すべての申請者の住所及び氏名が記載されていること。</li> <li>申請書に記載しきれない場合は、申請書には「〇〇他〇〇名」と記載し、別紙として共同申請者の連署を添付すること。</li> </ul> </li> <li>○ 掘削に係る温泉の利用の目的             <ul style="list-style-type: none"> <li>簡潔に記載されていること。目的は、許否の判断の参考にすぎない。</li> </ul> </li> <li>○ 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目             <ul style="list-style-type: none"> <li>温泉掘削地とは掘削地点の意味であり、許可の単位は一の地点における温泉掘削工事である。</li> </ul> </li> <li>○ 掘削工事内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>—ゆう出路の口径及び深長—</li> <li>掘削口径及び深長が記載されていること。</li> <li>許可の重要な要因である。口径は外径とする。</li> <li>記載例</li> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">口径(mm)</td> <td>深長(m)</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">250</td> <td>0～ 300</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">150</td> <td>300～1,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">100</td> <td>1,000～1,500</td> </tr> </table> <li>—施工方法—</li> <li>掘削方法が記載されていること。</li> <li>記載例   ロータリー式、パーカッション式等</li> </ul> </li> <li>○ 主要な設備の構造及び能力             <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削工事における主要な設備の名称、構造及び能力が記載されていること。</li> <li>主要な設備とは、次のようなものをいう。</li> <li>① 巻揚機(ドローワークス)</li> <li>② 泥水ポンプ(マッドポンプ)</li> <li>③ やぐら</li> <li>④ 噴出防止装置</li> </ul> </li> </ul>	口径(mm)	深長(m)	250	0～ 300	150	300～1,000	100	1,000～1,500
口径(mm)	深長(m)								
250	0～ 300								
150	300～1,000								
100	1,000～1,500								
<p>添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款又は寄附行為の写し(申請者が法人である場合に限る。)</li> <li>定款又は寄附行為の写しには、原本と相違のない旨の証明がされていること。</li> <li>国又は地方公共団体には、定款及び寄附行為は存在しないので、添付は不要とする。</li> <li>○ 掘削の申請地点を記載した 50,000分の1の地図</li> </ul>								

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 掘削の申請地点を記載した 25,000 分の 1 の地図 (掘削の申請地点から 1 キロメートル以内に既存の源泉がある場合にあっては、その源泉と掘削の申請地点との距離が記載されていること。)</li> <li>○ 掘削の申請地点の付近の見取図</li> <li>○ 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し その他土地の所在図であって、掘削の申請地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの。</li> <li>○ 掘削しようとする土地の付近の地形、地質、地層等の概要を記載した書類</li> <li>○ 掘削の申請地点を明らかにする写真</li> <li>○ 設備の配置図及び主要な設備の構造図 可燃性天然ガスによる災害の防止を図るため、事務所等の付帯設備、可燃性ガス警報設備の位置、消火器の位置、掘削口、泥水の放出口、敷地境界の位置などが記載されていること。</li> <li>○ 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面 富山県では、地質構造及び既存の温泉の可燃性天然ガスの発生状況等から、県下全域を可燃性天然ガスの噴出のおそれがある地域とする。</li> <li>○ 温泉法施行規則第 1 条の 2 第 10 号に規定する掘削時災害防止規程</li> <li>○ 掘削孔の計画断面図及び予想柱状図 予想柱状図には、作成者の氏名が記載され作成者の印が押されていること。(作成者が組織に属する場合は、その名称が記載されていること。)</li> <li>○ 掘削の申請地点の選定の理由及び深長の設定の根拠を記載した書類</li> <li>○ 掘削によりゆう出が見込まれる温泉の温度、ゆう出量、泉質等を記載した書類</li> <li>○ 掘削による既存の温泉への影響を記載した書類</li> <li>○ 掘削により公益を害するおそれがないことを記載した書類 公益とは、崖崩れ、溢水、有毒ガスの発生、地盤の沈下、近隣の井戸の枯渇、騒音、振動及び可燃性ガスの発生等を指す。これらについて、掘削中等に問題が発生した場合には、関係者と協議し申請者が責任を持って問題に対処する旨が記載されていること。</li> <li>○ 掘削等に必要土地を使用する権利を有する書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>土地を使用する権利を証する書類</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土地の所有者</td> <td>申請者が所有している場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の登記事項証明書</li> <li>○ 地上権の設定されている場合は、申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の地上権者の同意書</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>申請者以外の者が所有等している場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の登記事項証明書</li> <li>○ 掘削等に係る契約書の写し又は申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の土地所有者の同意書</li> <li>○ 地上権の設定されている場合は、申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の地上権者の同意書</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請地点に土地掘削等の規制がある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地法その他法令により掘削等の規制を受けている場合は、当該法令に基づき規制が解除されていることを証する書類の写し又は規制が解除される見込みを示す書類 掘削等の規制を受ける法令の例は、参考 1 のとおり。 なお、鉱業法により鉱業権の設定されている土地における温泉掘削等の場合、鉱業権者の承諾は必要ない。また、鉱業権を有するというだけで温泉法第 3 条第 2 項の権利を有するものではない。</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> </ul>			土地を使用する権利を証する書類	土地の所有者	申請者が所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の登記事項証明書</li> <li>○ 地上権の設定されている場合は、申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の地上権者の同意書</li> </ul>	申請者以外の者が所有等している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の登記事項証明書</li> <li>○ 掘削等に係る契約書の写し又は申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の土地所有者の同意書</li> <li>○ 地上権の設定されている場合は、申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の地上権者の同意書</li> </ul>	申請地点に土地掘削等の規制がある場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地法その他法令により掘削等の規制を受けている場合は、当該法令に基づき規制が解除されていることを証する書類の写し又は規制が解除される見込みを示す書類 掘削等の規制を受ける法令の例は、参考 1 のとおり。 なお、鉱業法により鉱業権の設定されている土地における温泉掘削等の場合、鉱業権者の承諾は必要ない。また、鉱業権を有するというだけで温泉法第 3 条第 2 項の権利を有するものではない。</li> </ul>
		土地を使用する権利を証する書類										
土地の所有者	申請者が所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の登記事項証明書</li> <li>○ 地上権の設定されている場合は、申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の地上権者の同意書</li> </ul>										
	申請者以外の者が所有等している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の登記事項証明書</li> <li>○ 掘削等に係る契約書の写し又は申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の土地所有者の同意書</li> <li>○ 地上権の設定されている場合は、申請者が温泉掘削等を行うことを同意する旨の地上権者の同意書</li> </ul>										
申請地点に土地掘削等の規制がある場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地法その他法令により掘削等の規制を受けている場合は、当該法令に基づき規制が解除されていることを証する書類の写し又は規制が解除される見込みを示す書類 掘削等の規制を受ける法令の例は、参考 1 のとおり。 なお、鉱業法により鉱業権の設定されている土地における温泉掘削等の場合、鉱業権者の承諾は必要ない。また、鉱業権を有するというだけで温泉法第 3 条第 2 項の権利を有するものではない。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面 申請者が個人の場合は、法第 4 条第 1 項第 6 号の誓約は不要である。 申請者が法人の場合は、法人及びその役員全員が誓約を行うこと。 申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員の誓約は不要であるが、団体としての誓約を行うこと。</li> </ul>											
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可の有効期間は、当該許可の日から起算して 2 年とする。</li> <li>○ 温泉掘削申請地が、既存の温泉 (未利用の温泉を含む。) 又は温泉掘削工事中 (掘削許</li> </ul>											

	<p>可を受け工事に着手していない場合も含む。)の地点から 500m以内にないこと。(富山県環境審議会温泉専門部会申し合わせ事項。なお、該当の有無に関わらず事前に生活衛生課と協議すること。)</p> <p>○ 温泉掘削等で許可された口径又は深度まで掘削を行なったが、温泉がゆう出しなかった場合等に、さらに口径拡張又は深度の増加を行う行為は、新たに温泉掘削等の許可を受けること。</p>
--	--

**審査要領第2 温泉増掘許可申請**

審査基準	許可基準	<p>○ 温泉増掘許可申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならない。</p> <p>① 当該申請に係る増掘が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。</p> <p>② 当該申請に係る増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該増掘の方法が増掘に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>③ 当該申請に係る増掘が公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>④ 申請者が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>⑤ 申請者が温泉法第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により増掘の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>⑥ 申請者が法人である場合において、その役員が上記④、⑤のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>○ 許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>○ 許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>
	申請書	<p>○ 申請者 審査要領第1を参照</p> <p>○ 増削の目的 審査要領第1を参照</p> <p>○ 増掘しようとする場所 温泉増掘地とは当該工事を施工する温泉ゆう出地をさす。</p> <p>○ 増掘工事の内容 審査要領第1を参照</p> <p>○ 主要な設備の構造及び能力 審査要領第1を参照</p>
添付書類		○ 定款又は寄附行為の写し(申請者が法人である場合に限る。) 審査要領第1を参照
		○ 増掘の申請地点を記載した50,000分の1の地図
		○ 増掘の申請地点を記載した25,000分の1の地図(増掘の申請地点から1キロメートル以内に既存の源泉がある場合にあつては、その源泉と増掘の申請地点との距離が記載されていること。)
		○ 増掘の申請地点の付近の見取図
		○ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し その他土地の所在図であつて、増掘の申請地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの
		○ 増掘しようとする場所の付近の地形、地質、地層等の概要を記載した書類
		○ 増掘の申請地点を明らかにする写真
		○ 設備の配置図及び主要な設備の構造図 審査要領第1を参照
		○ 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面 審査要領第1を参照
		○ 温泉法施行規則第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災

	<p>害の防止に関する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉の掘削孔の断面図及び柱状図並びに増掘孔の計画断面図及び予想柱状図 審査要領第1を参照</li> <li>○ 増掘の深長の設定の根拠を記載した書類</li> <li>○ 温泉の温度、ゆう出量、泉質等及び増掘によりゆう出が見込まれる温泉の温度、ゆう出量、泉質等を記載した書類</li> <li>○ 増掘による既存の温泉への影響を記載した書類</li> <li>○ 増掘により公益を害するおそれがないことを記載した書類 審査要領第1を参照</li> <li>○ 増掘に必要な土地を使用する権利を有することを証明する書類 審査要領第1を参照</li> <li>○ 温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可の有効期間は、当該許可の日から起算して2年とする。</li> <li>○ 温泉掘削等で許可された口径又は深度まで掘削を行なったが、温泉がゆう出しなかった場合等に、さらに口径拡張又は深度の増加を行う行為は、新たに温泉掘削等の許可を受けること。</li> </ul>

### 審査要領第3 温泉動力装置許可申請

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉動力装置許可申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならない。</li> <li>① 当該申請に係る動力の装置が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。</li> <li>② 当該申請に係る動力の装置が公益を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>③ 申請者が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>④ 申請者が温泉法第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)又は同法第11条第2項又は第3項の規定により準用する同法第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により動力の装置の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>⑤ 申請者が法人である場合において、その役員が上記③、④のいずれかに該当する者であるとき。</li> <li>○ 許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> <li>○ 許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</li> </ul>																																		
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請者 審査要領第1を参照</li> <li>○ 動力を装置する目的 簡潔に記載されていること。</li> <li>○ 動力装置の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>—電動機— 種類及び型式 電動機、内燃機その他原動機の種類及び型式が記載されていること。</li> </ul> </li> </ul> <div style="margin-left: 40px;"> <p>原動機の種類(例)</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">電動機</td> <td style="vertical-align: middle;">—</td> <td style="vertical-align: middle;">誘導電動機</td> <td style="vertical-align: middle;">—</td> <td style="vertical-align: middle;">かご形電動機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">同期電動機</td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">特殊かご形電動機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">直流電動機</td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">巻線形電動機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">交流整流子電動機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">内燃機</td> <td style="vertical-align: middle;">—</td> <td style="vertical-align: middle;">石油機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">ガソリン機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">ディーゼル機関</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>—ポンプ— 種類及び型式</li> </ul>	電動機	—	誘導電動機	—	かご形電動機			同期電動機		特殊かご形電動機			直流電動機		巻線形電動機			交流整流子電動機			内燃機	—	石油機関					ガソリン機関					ディーゼル機関	
電動機	—	誘導電動機	—	かご形電動機																																
		同期電動機		特殊かご形電動機																																
		直流電動機		巻線形電動機																																
		交流整流子電動機																																		
内燃機	—	石油機関																																		
		ガソリン機関																																		
		ディーゼル機関																																		

	<p>ポンプの種類(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— うず巻ポンプ —</li> <li>— 斜流ポンプ —</li> <li>— 軸流ポンプ —</li> <li>— 水中モーターポンプ —</li> <li>— 往復ポンプ —</li> <li>— 回転ポンプ —</li> <li>— 特殊ポンプ —</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— ボリュートポンプ</li> <li>— ディヒューザポンプ</li> <li>— ピストンポンプ</li> <li>— ブランジポンプ</li> <li>— ギヤポンプ</li> <li>— ベーンポンプ</li> <li>— 再生ポンプ</li> <li>— エアーリフトポンプ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— (遠心圧縮機)</li> <li>— (軸流圧縮機)</li> <li>— (往復圧縮機)</li> <li>— (回転圧縮機)</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款又は寄附行為の写し（申請者が法人である場合に限る。） 審査要領第1を参照</li> <li>○ 動力の装置の申請地点を記載した50,000分の1の地図</li> <li>○ 動力の装置の申請地点を記載した25,000分の1の地図（動力の装置の申請地点から1キロメートル以内に既存の源泉がある場合にあっては、その源泉と動力の装置の申請地点との距離が記載されていること。）</li> <li>○ 動力の装置の申請地点の付近の見取図</li> <li>○ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し その他土地の所在図であって、動力の装置の申請地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの。</li> <li>○ 動力の装置の申請地点を明らかにする写真</li> <li>○ 動力の装置に必要な土地を申請者以外の者が所有する場合にあっては、当該土地に申請者が動力を装置することに同意する旨を証明する書類</li> <li>○ 温泉法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類（分析終了後、10年を経過していないものに限る。）</li> <li>○ 揚湯試験の結果を記載した書類 揚湯試験実施要領（平成19年3月2日付け生衛第87号富山県厚生部生活衛生課長通知）により実施されていること。</li> <li>○ 掘削孔の断面図及び動力装置工法説明図</li> <li>○ 動力装置選定理由書</li> <li>○ 動力の装置による既存の温泉への影響を記載した書類</li> <li>○ 動力の装置により公益を侵害するおそれがないことを記載した書類</li> <li>○ 温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面</li> </ul>

**審査要領第4 温泉掘削等許可更新申請**

審査基準	許可基準	○ 温泉掘削許可又は温泉増掘許可に係る掘削の工事若しくは温泉動力装置許可に係る動力装置の工事が災害その他やむをえない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるとき、1回に限り、2年を限度としてその有効期間を更新することができる。
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請者 審査要領第1を参照</li> <li>○ 更新を必要とする理由 更新を必要とする理由が災害その他やむをえない理由であること。</li> </ul>

**審査要領第5 合併（分割）による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請**

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認しなければならない。</li> <li>① 合併後存続する法人、合併により設立される法人若しくは分割により当該許可に係る掘削等の事業の全部を承継する法人が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>② 合併後存続する法人、合併により設立される法人若しくは分割により当該許可に係る掘削等の事業の全部を承継する法人が温泉法第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>③ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削等の事業の全部を承継する法人において、その役員が上記①、②のいずれかに該当する者であるとき。(合併(分割)による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請の場合に限る。)</li> <li>○ 承認しないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し</li> <li>○ 温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面 誓約は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員(合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員)が行うこと。 法人及びその役員全員が誓約を行うこと。 申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員への誓約は不要であるが、団体としての誓約を行うこと。</li> </ul>
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉掘削等の被許可者である法人が、他法人を吸収合併する場合、申請は不要であること。</li> <li>○ 温泉掘削等の被許可者である法人の分割で事業が他法人に移行しない場合、申請は不要であること。</li> </ul>

**審査要領第6 相続による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請**

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認しなければならない。</li> <li>① 相続人が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>② 相続人が温泉法第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>○ 承認しないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続開始の年月日 相続が行われた年月日(被許可者の死亡日)を記載すること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍謄本</li> <li>○ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉掘削等の事業を承継すべき相続人選定同意書(様式第4号の4)</li> <li>○ 温泉法第4条第1項第4号又は第5号に該当しない者であることを誓約する書面</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被許可者の死亡後60日以内に承認申請がされない場合には、当該申請は適用されない。</li> </ul>	



### 審査要領第7 温泉掘削（増掘）施設等変更許可申請

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉掘削(増掘)施設等変更許可申請があったときは、当該申請が次に該当する場合を除き、許可しなければならない。 当該申請に係る掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削又は増掘の方法が掘削又は増掘に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</li> <li>○ 掘削又は増掘のための施設等の変更の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> <li>○ 許可には、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</li> </ul>
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更の理由 掘削の工事の施行方法の変更であって主要な方法の変更が必要な具体的な理由が記載されていること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更後の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削又は増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程（掘削の場合に限る。）</li> <li>○ 温泉法施行規則第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程（増掘の場合に限る。）</li> </ul>		

### 審査要領第8 温泉掘削等変更届

審査基準	届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更の内容 変更の内容が具体的に記載されていること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更の理由 変更が必要な理由が具体的に記載されていること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更を証明する書類</li> </ul>
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出の時期 掘削等の温泉掘削(増掘)工事完了届、温泉動力装置工事完了届又は温泉工事廃止届の前にこの届出の対象となる事項があつた場合、変更後に届出を行うこと。</li> </ul>

### 審査要領第9 温泉工事着手届

審査基準	届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事着手年月日 掘削等の許可後で、かつ許可の日から2年以内であること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事終了予定年月日 許可の日から2年以内で工事を終了できること。（工事の工程表で確認する。）</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該工事の工程表</li> </ul>
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 掘削等の工事に着手したとき、速やかに届出を行うこと。</li> <li>○ 「工事着手」とは、掘削機械をおろし、許可に係る行為をいつでも開始し得る状態というものであること。</li> </ul>

### 審査要領第10 温泉工事廃止届

審査基準	届出書	○ 工事着手年月日 工事に着手した後に廃止した場合に記載すること。
		○ 工事廃止年月日 許可の日から2年以内で工事を廃止していること。
		○ 工事廃止時の現況 工事に着手した後に廃止した場合に記載すること。
	添付書類	○ 温泉孔柱状図（柱状図、井戸仕上図及び温度変化図をいう。）（掘削又は増掘の場合に限る。）
○ 工事の経過を明らかにする書類及び写真		
○ 温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録（掘削又は増掘の場合に限る。）		
留意事項		○ 掘削等の工事の目的を達しないで、事実上工事を廃止したとき届出を行うこと。

### 審査要領第11 温泉掘削（増掘）工事完了届

審査基準	届出書	○ 工事完了年月日 許可の日から2年以内で工事を完了していること。
		○ 工事の結果 （ゆう出量、温度、水位） 自噴した場合は、「自噴 ○○L/分」、「自噴 ○○℃」、「自噴 ○○m」と記載すること。なお、動力揚水試験を行った場合は、「動力揚水 ○○L/分」、「動力揚水 ○○℃」、「動力揚水 ○○m」を併記すること。 自噴しなかった場合は、「自噴なし」と記載すること。なお、動力揚水試験を行った場合は、「動力揚水 ○○L/分」、「動力揚水 ○○℃」、「動力揚水 ○○m」を併記すること。 動力揚水のゆう出量、温度、水位は、適正揚湯量の値を記載すること。
	添付書類	○ 温泉孔柱状図（柱状図、井戸仕上図及び温度変化図をいう。）
		○ 揚湯試験の結果を記載した書類（動力による試験を行った場合に限る。） 揚湯試験実施要領（平成19年3月2日付け生衛第87号富山県厚生部生活衛生課長通知）により実施されていること。
○ 工事の経過を明らかにする書類及び写真		
		○ 温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録

### 審査要領第12 温泉動力装置工事完了届

審査基準	届出書	○ 工事完了年月日 許可の日から2年以内で工事を完了していること。
		○ 工事の結果 （ゆう出量、温度、水位） 適正揚湯における動力揚水のゆう出量、温度、水位の値を記載すること。
	添付書類	○ 動力装置配置図
		○ 温泉法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類（分析終了後、10年を経過していないものに限る。）
○ 揚湯試験の結果を記載した書類 揚湯試験実施要領（平成19年3月2日付け生衛第87号富山県厚生部生活衛生課長通知）により実施されていること。		
		○ 工事の経過を明らかにする書類及び写真 電動機、ポンプの製造番号が確認できる写真を併せて添付すること。

**審査要領第 13 温泉動力装置変更届**

届出書	○ 変更後の動力装置の内容 新たに設置する動力装置の種類は変更前と同種のものが好ましいが、種類の異なる動力装置を設置する場合は、動力装置の能力の比較を厳密に行い、変更前の能力を超えないこと。
	○ 変更の理由 変更が必要な理由が具体的に記載されていること。
添付書類	○ 動力装置の現況図及び計画図
留意事項	○ 次の事項に変更があったときに届出を行うこと。 ① 温泉動力装置の許可を受けた後、温泉動力装置工事完了届までの間において、設置しようとする動力装置を変更する場合又は動力装置の設置場所の変更をするとき。 ② 設置している動力装置が故障、老朽化等により正常に作動しなくなったため、動力装置を更新する場合又は動力装置の設置場所の変更を行いたいとき。 ○ 動力装置の許可の能力を超えて変更を行うことはできない。 ○ 変更前の動力装置の許可又はこれまでの変更届出の能力を超えて変更を行うことはできない。 ○ 許可又はこれまでの変更届出の能力を超えて動力装置を更新する場合は、新たな温泉動力装置許可を受けなければならない。

**審査要領第 14 温泉ゆう出届**

届出書	○ 温泉のゆう出地の土地の所有者 土地の登記事項証明書に記載されている土地の所有者の住所、氏名を記載すること。 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
	○ 動力装置の所有者 温泉動力装置の所有者の住所、氏名を記載すること。 温泉動力装置工事完了後、譲渡等により所有者に変更があった場合は、その者の住所、氏名を記載すること。(変更を証する書類を添付すること。) 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
	○ 温泉地名(源泉名) 当該温泉に付した名称を記載すること。 温泉地に複数の源泉がある場合には、源泉名も記載すること。(例：2号井)
添付書類	○ 定款又は寄附行為の写し(申請者が法人である場合に限り。) 定款又は寄附行為の写しには、原本と相違のない旨の証明がされていること。 国又は地方公共団体には、定款及び寄附行為は存在しないので、添付は不要とする。
	○ 掘さく孔の断面図(自然ゆう出の場合は除く。)
	○ 温泉のゆう出地点を記載した 25,000 分の 1 の地図
	○ 温泉のゆう出地点の付近の見取図
	○ 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し その他土地の所在図であって、温泉のゆう出地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの
	○ 温泉のゆう出地点を明らかにする写真
	○ 温泉法第 19 条第 1 項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類(分析終了後、10 年を経過していないものに限る。)
	○ 温泉を所有する権利を有することを証明する書類 審査要領第 1・掘削等に必要土地を使用する権利を有する書類を参照
	○ 自然ゆう出で、温泉成分分析により温泉であることが明らかとなったときに届出を行うこと。 温泉掘削(増掘)工事完了届の提出後で、温泉成分分析により温泉であることが明らかとなったときに届出を行うこと。
留意事項	

**審査要領第 15 温泉所有者等変更届**

審査基準	届出書	○ 届出者 審査要領第 1・申請者を参照
		○ 変更の区別 該当する変更の番号を丸で囲むこと。
		○ 変更の理由 変更の理由が簡潔に記載されていること。
	添付書類	○ 変更を証明する書類
	留意事項	○ 温泉ゆう出届後、次の事項に変更があったときに届出を行うこと。 ① 温泉所有者 ② 動力装置の所有者(温泉を廃止せず、動力装置のみ廃止する場合を含む。) ③ 温泉のゆう出地の土地の所有者 ④ 温泉の成分及びゆう出量 ⑤ 温泉のゆう出地の所在又は地番 ⑥ 温泉地名(源泉名)

**審査要領第 16 温泉廃止届**

審査基準	届出書	○ 届出者 審査要領第 1・申請者を参照 温泉の所有者の死亡、所在不明等の場合は、戸籍法第 86 条第 1 項に規定する届出義務者であること。
		○ 廃止の理由 廃止の理由が簡潔に記載されていること。

**審査要領第 17 温泉採取許可申請**

審査基準	許可基準	○ 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならない。 ① 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 ② 申請者が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であるとき。 ③ 申請者が温泉法第 14 条の 9 第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定により温泉の採取の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であるとき。 ④ 申請者が法人である場合において、その役員が上記②、③のいずれかに該当する者であるとき。 ○ 許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。 ○ 許可には、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。
	申請書	○ 申請者 審査要領第 1 を参照
	添付書類	○ 定款又は寄附行為の写し(申請者が法人である場合に限る。) 定款又は寄附行為の写しには、原本と相違のない旨の証明がされていること。 国又は地方公共団体には、定款及び寄附行為は存在しないので、添付は不要とする。
		○ 設備の配置図及び主要な設備の構造図
		○ 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第 6 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
		○ 設備の設置の状況を現した写真
		○ 温泉法施行規則第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する測定の結果を証明する書類
		○ 温泉法施行規則第 6 条の 3 第 1 項第 2 号ハに規定するガス排出口が同項第 3 号イ又はロに掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果を証明する書類
		○ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果を示す書類(温泉法施行規則第

	<p>6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。）</p> <p>○ 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程</p> <p>○ 温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面          法人及びその役員全員が誓約を行うこと。          申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員への誓約は不要であるが、団体としての誓約を行うこと。</p>
留意事項	<p>○ 許可の対象は、温泉の採取を反復継続的に実施しようとするものであり、公共の浴用、飲用に供しようとする目的で温泉を採取する場合のほか、自家用利用(マンション等での共同利用を含む。)や、工業利用等の目的で温泉を採取する場合を含む。</p>

#### 審査要領第18 可燃性天然ガス濃度確認申請

審査基準	許可基準	<p>○ 確認をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</p>
	申請書	<p>○ 申請者          審査要領第1を参照</p>
	添付書類	<p>○ 定款又は寄附行為の写し(申請者が法人である場合に限る。)          審査基準第17・添付書類を参照</p>
		<p>○ 温泉の採取の場所の状況を現した写真</p>
<p>○ メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真</p> <p>○ メタンの濃度の測定の結果を証明する書類</p>		
留意事項	<p>○ 確認の対象は、温泉の採取を反復継続的に実施しようとするものであり、公共の浴用、飲用に供しようとする目的で温泉を採取する場合のほか、自家用利用(マンション等での共同利用を含む。)や、工業利用等の目的で温泉を採取する場合を含む。</p>	

#### 審査要領第19 合併(分割)による温泉採取許可に係る事業承継承認申請

審査基準	許可基準	<p>○ 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認しなければならない。</p> <p>① 合併後存続する法人、合併により設立される法人若しくは分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>② 合併後存続する法人、合併により設立される法人若しくは分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人が温泉法第14条の9第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により温泉の採取の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>③ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人において、その役員が上記①、②のいずれかに該当する者であるとき。(合併(分割)による温泉採取許可に係る事業承継承認申請の場合に限る。)</p> <p>○ 承認しないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</p>
	申請書	<p>○ 申請者          審査要領第1を参照</p>
		<p>○ 合併(分割)の予定年月日          合併、分割の予定に年月日を記載すること。</p>
添付書類	<p>○ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し</p> <p>○ 温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面          誓約は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員(合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員)が行うこと。          法人及びその役員全員が誓約を行うこと。          申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員への誓約は不要で</p>	

		あるが、団体としての誓約を行うこと。
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉の採取の被許可者である法人が、他法人を吸収合併する場合、申請は不要である。</li> <li>○ 温泉の採取の被許可者である法人の分割で事業が他法人に移行しない場合、申請は不要である。</li> </ul>

**審査要領第 20 相続による温泉採取許可に係る事業承継承認申請**

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相続人が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>② 相続人が温泉法第14条の9第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により温泉の採取の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。</li> </ul> </li> <li>○ 承認しないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請者 審査要領第1を参照</li> <li>○ 相続開始の年月日 相続が行われた年月日(被許可者の死亡日)を記載すること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍謄本</li> <li>○ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉採取の事業を承継すべき相続人選定同意書(様式第12号の5)</li> <li>○ 温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面</li> </ul>
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被許可者の死亡後60日以内に承認申請がされない場合には、当該申請は適用されない。</li> </ul>

**審査要領第 21 譲渡による温泉採取確認に係る地位承継届**

審査基準	届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出者 審査要領第1・申請者を参照</li> <li>○ 温泉の採取の確認に係る地位を承継した年月日 譲渡があつた年月日を記載すること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 譲渡に関する契約書の写し</li> </ul>

**審査要領第 22 合併(分割)による温泉採取確認に係る地位承継届**

審査基準	届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出者 審査要領第1・申請者を参照</li> <li>○ 温泉の採取の確認に係る地位を承継した年月日 合併、分割があつた年月日を記載すること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併後存続した法人若しくは合併により設立された法人又は分割により温泉の採取の確認に係る地位を承継した法人の登記事項証明書</li> </ul>
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉の採取の被確認者である法人が、他法人を吸収合併する場合、届出は不要である。</li> <li>○ 温泉の採取の被確認者である法人の分割で事業が他法人に移行しない場合、届出は不要である。</li> </ul>

**審査要領第 23 相続による温泉採取確認に係る地位承継届**

審査基準	届出書	○ 相続開始の年月日 相続が行われた年月日(被確認者の死亡日)を記載すること。
	添付書類	○ 戸籍謄本 ○ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉採取の事業を承継すべき相続人選定同意書(様式第12号の5)

**審査要領第 24 温泉採取施設等変更許可申請**

審査基準	許可基準	○ 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならない。 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 ○ 温泉の採取のための施設等の変更の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。 ○ 許可には、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。
	申請書	○ 申請者 審査要領第1を参照
		○ 変更の内容 変更の内容が具体的に記載されていること。
		○ 変更の理由 変更の理由が具体的に記載されていること。
添付書類	○ 変更後の工事の着手及び完了の予定日 変更内容と比べ工事の期間が妥当であること。	
	○ 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図	
	○ 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面	
	○ 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真 ○ 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程	
留意事項	○ 次の事項に変更があつたときに届出を行うこと。 ① 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更(屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。) ② ガス換気設備の位置又は構造の変更 ③ 可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更	

**審査要領第 25 温泉採取者等変更届**

審査基準	届出書	○ 変更の内容 変更の内容が具体的に記載されていること。 ○ 変更の理由 変更の理由が具体的に記載されていること。
	添付書類	○ 変更を証明する書類

## 審査要領第 26 温泉採取事業廃止届

審査基準	届出書	○ 廃止の理由 温泉採取の廃止の理由が簡潔に記載されていること。
		○ 廃止後の温泉のゆう出路の状況 温泉の採取の許可を受けた者が採取の廃止を行う場合は、温泉のゆう出路の埋め戻しを行うこと。(参考通知:「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法について」平成 27 年 3 月 30 日付け環自総発第 1503033 号環境省自然環境局長通知)
	添付書類	○ 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面(採取の許可を受けた場合) ○ 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真(採取の許可を受けた場合)

## 審査要領第 27 温泉浴用許可申請

審査基準	許可基準	○ 次の各号のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。 ① 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 ② 温泉法第 31 条第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定により温泉利用の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者 ③ 法人であって、その役員のうち上記①、②のいずれかに該当する者があるもの ○ 温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、温泉利用の許可をしないことができる。 ○ 許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。 ○ 許可には、公衆衛生上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。
	申請書	○ 循環ろ過装置の有無 循環ろ過装置の利用の有無を○で囲むこと。
	添付書類	○ 定款又は寄附行為の写し(申請者が法人である場合に限る。) 定款又は寄附行為の写しには、原本と相違のない旨の証明がされていること。 国又は地方公共団体には、定款及び寄附行為は存在しないので、添付は不要とする。
		○ 源泉から温泉利用施設までの送湯設備の状況を明らかにする平面図及び配管系統の断面図 「利用施設まで」とは、浴槽等までをいう。 平面図及び配管系統の断面図には、貯湯槽、中継槽、循環ろ過設備、熱交換器、薬液注入装置等の位置及び性能が記載されていること。
		○ 温泉利用場所の平面図 利用施設における浴室等の配置が明らかになる図面を添付すること。
		○ 温泉利用浴槽の断面図 浴槽の断面、深さ等及び温泉水の流入口、排出口が明らかになる図面を添付すること。
		○ 循環設備を設置する浴槽等の概要(様式第 13 号の 2) 循環ろ過装置設置浴用施設基準(審査基準第 1)に適合していること。
		○ 測定場所及び測定条件を明らかにした浴室内硫化水素濃度を示す書類(総硫黄が、温泉 1 キログラム当たり 2 ミリグラム以上含まれる温泉利用施設(以下「硫黄泉利用施設」という。)の場合に限る。) 測定は実際の利用状態に即して行うこと。 浴槽湯面から上方 10cm の位置及び浴室床面から上方 70cm の位置の硫化水素濃度の測定を実施すること。
		○ 換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等の設置場所を明らかにする図面(硫黄泉利用施設の場合に限る。) 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(審査基準第 2)に適合していること。特に高濃度の総硫黄を含有する温泉を利用しようとする場合には、浴室内の大気中の硫化水素濃度を低下させるため、湯畑その他の曝気装置等の必要性について留意すること。
		○ 浴室硫化水素濃度測定計画(硫黄泉利用施設の場合に限る。) 測定場所、測定時間及び測定方法等を記載すること。



	<p>硫化水素濃度の測定は毎日2回以上測定し、そのうち1回は浴室利用開始前に行うことが望ましい。</p> <p>○ 事故発生時の対処方針を記載した書類（硫黄泉利用施設の場合に限る。） 次の事項を記載すること。 ①事故現場にはむやみに近づかないこと ②二次災害防止に努めること ③事故発生現場に立ち入るときの対処方法 ④従業員等への安全管理対策</p> <p>○ 温泉法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類</p> <p>○ 温泉を利用する権利を有することを証明する書類（申請者と温泉所有者とが異なる場合に限る。）</p> <p>○ 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 申請者が個人の場合は、法第15条第2項第3号の誓約は不要である。 申請者が法人の場合は、法人及びその役員全員が誓約を行うこと。 申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員の誓約は不要であるが、団体としての誓約を行うこと。</p>
留意事項	<p>○ 許可申請の単位は、温泉利用許可の単位（審査基準第3）とする。</p> <p>○ 申請者が同時に、同一施設における複数の温泉利用許可申請を行う場合に限り、重複する添付書類については正副それぞれ各1部の添付とすることができる。ただし、温泉浴用許可申請と温泉飲用許可申請では省略することはできない。</p> <p>○ 温泉利用許可日と禁忌症・適応症決定年月日を同日とする必要があるため、温泉成分掲示届を温泉浴用（飲用）許可申請と同時に提出すること。（温泉浴用（飲用）許可にあわせて温泉成分掲示届が必要な場合に限る。）</p>

#### 審査要領第28 温泉飲用許可申請

審査基準	許可基準	<p>○ 次の各号のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。</p> <p>① 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>② 温泉法第31条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により温泉利用の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>③ 法人であって、その役員のうち上記①、②のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>○ 温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、温泉利用の許可をしないことができる。</p> <p>○ 許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>○ 許可には、公衆衛生上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>
	申請書	<p>○ 中継槽（貯湯槽を含む。）の有無 源泉から飲用場所までの間で、中継槽（貯湯槽を含む。）の有無を○で囲むこと。</p> <p>○ 源泉から飲用場所までの送湯方法 源泉から飲用場所までの送湯方法を○で囲むこと。</p>
	添付書類	<p>○ 定款又は寄附行為の写し（申請者が法人である場合に限る。） 定款又は寄附行為の写しには、原本と相違のない旨の証明がされていること。 国又は地方公共団体には、定款及び寄附行為は存在しないので、添付は不要とする。</p> <p>○ 温泉法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類 ひ素、銅イオン、ふっ化物イオン、鉛イオン、総水銀、遊離炭酸、カドミウムの測定結果が記載されていること。</p> <p>○ 温泉を利用する権利を有することを証明する書類（申請者と温泉所有者とが異なる場合に限る。）</p> <p>○ 厚生センター等が行った温泉飲用水質試験成績書（様式第15号） 水質検査は、温泉法第19条第1項の登録を受けた者以外の検査機関（水道法の登録水質検査機関や建築物衛生法の建築物飲料水水質検査業登録業者等）で実施して差し支えない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 源泉から温泉利用施設までの中継槽等の送湯設備の状況を明らかにする平面図「利用施設まで」とは、飲泉口までをいう。 飲用のための配管と循環設備を利用した浴用の配管との共用は認めない。</li> <li>○ 飲用場所の構造図 温泉飲用施設基準(審査基準第4)に適合していること。</li> <li>○ 源泉、中継槽(貯湯槽を含む。)及び飲用場所の状況を明らかにする写真 公衆衛生上支障のない設備であること。</li> <li>○ 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 申請者が個人の場合は、法第15条第2項第3号の誓約は不要である。 申請者が法人の場合は、法人及びその役員全員が誓約を行うこと。 申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員の誓約は不要であるが、団体としての誓約を行うこと。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可申請の単位は、温泉利用許可の単位(審査基準第3)とする。</li> <li>○ 申請者が同時に、同一施設における複数の温泉利用許可申請を行う場合に限り、重複する添付書類については正副それぞれ各1部の添付とすることができる。ただし、温泉浴用許可申請と温泉飲用許可申請では省略することはできない。</li> <li>○ 温泉飲用利用基準(審査基準第5)に適合すること。</li> <li>○ 温泉スタンドにおける温泉飲用許可及びタンクローリー又はポリ容器により運搬された温泉の飲用許可については、細菌汚染等のおそれがあることから原則認めない。</li> <li>○ 温泉利用許可日と禁忌症・適応症決定年月日を同日とする必要があるため、温泉成分揭示届を温泉浴用(飲用)許可申請と同時に提出すること。(温泉浴用(飲用)許可にあわせて温泉成分揭示届が必要な場合に限る。)</li> </ul>

#### 審査要領第29 合併(分割)による温泉利用許可に係る事業承継承認申請

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併後存続する法人、合併により設立される法人若しくは分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を受けることができない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</li> <li>② 温泉法第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により温泉の利用の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</li> <li>③ 法人であって、その役員のうちに上記①、②のいずれかに該当する者があるもの。 (合併(分割)による温泉利用許可に係る事業承継承認申請の場合に限る。)</li> </ul> </li> <li>○ 承認をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併(分割)の予定年月日 合併、分割の予定に年月日を記載すること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し</li> <li>○ 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 誓約は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員(合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員)が行うこと。 法人及びその役員全員が誓約を行うこと。 申請者が国又は地方公共団体の場合は役員が存在しないため、役員の誓約は不要であるが、団体としての誓約を行うこと。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉利用の被許可者である法人が、他法人を吸収合併する場合、申請は不要である。</li> <li>○ 温泉利用の被許可者である法人の分割で事業が他法人に移行しない場合、申請は不要である。</li> </ul>	

#### 審査要領第30 相続による温泉利用許可に係る事業承継承認申請

審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続人が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を受けることができない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</li> <li>② 温泉法第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により温泉の利用の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</li> </ul> </li> </ul>
------	--

	○ 承認をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
申請書	○ 相続開始の年月日 相続が行われた年月日(被許可者の死亡日)を記載すること。
添付書類	○ 戸籍謄本
	○ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉利用の事業を承継すべき相続人選定同意書(様式第15号の4)
	○ 温泉法第15条第2項第1号又は第2号に該当しない者であることを誓約する書面
留意事項	○ 被許可者の死亡後60日以内に承認申請がされない場合には、当該申請は適用されない。

審査要領第 31 温泉成分等揭示（揭示内容変更）届

審査基準	届出書	○ 届出者 審査要領第 1 ・申請者を参照
	添付書類	○ 揭示場所を明らかにする平面図 揭示場所は、原則として許可の単位ごとに行われていること。 揭示場所が、温泉利用者が見やすい場所であること。  ○ 温泉法第 19 条第 1 項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類 分析終了後 10 年を経過していない温泉分析書であること。 温泉ゆう出地点と温泉利用場所との距離、引湯施設、利用施設、加水状況等から、温度及び成分に差異がないと認められる場合には、温泉ゆう出地点における温泉分析書で差し支えないものとする。 成分に差異があると認められる場合とは、温泉に含まれる成分のうち、鉄、マンガンなど特定の成分をあらかじめ除去した場合である。この場合は、除去した後の温泉成分分析の結果に基づいて揭示を行うこと。  ○ 温泉成分・禁忌症適応症・揭示表（様式第 17 号） 浴用に係る揭示の場合は様式第 17 号(1)により、飲用に係る揭示の場合は様式第 17 号(2)により作成すること。 温泉成分分析書並びに温泉利用の適応症決定基準（審査基準第 6）、温泉利用の適応症決定基準（審査基準第 7）及び温泉利用の注意事項決定基準（審査基準第 8）に適合していること。 療養泉に該当しない温泉の場合には、泉質の記載は「なし」と記載すること。「なし（メタケイ酸の含有量で温泉に該当）」など温泉に該当した理由を付記することは差し支えない。 浴用の禁忌症のうち、泉質別禁忌症については、揭示を要しない温泉の場合は、「なし」と記載するか、省略すること。 浴用の適応症について、療養泉に該当しない温泉の場合は、「なし」と記載するか、省略すること。また、浴用の適応症のうち、泉質別適応症については、該当がない場合は、「なし」と記載するか、省略すること。 飲用の禁忌症について、含有成分別禁忌症の揭示を要しない温泉の場合は、「なし」と記載すること。 飲用の適応症について、該当がない場合は、「なし」と記載するか、省略すること。 足湯などの部分浴の場合は、余白に「禁忌症、適応症及び入浴上の注意事項は全身浴を対象としたものである。」旨のただし書きを記載すること。
	留意事項	○ 温泉利用許可を受けることに併せ、温泉成分等の揭示又は温泉成分等の揭示内容を変更する場合、温泉利用許可日と温泉成分・禁忌症適応症・揭示表に記載する禁忌症・適応症決定年月日を同日とするため、温泉利用許可申請書の提出時に温泉成分等揭示（揭示内容変更）届をあわせて提出すること。 ○ 温泉成分・禁忌症適応症・揭示表に記載する禁忌症・適応症決定年月日は、届出に基づき富山県厚生センター所長が決定し、届出者に通知する。

### 審査要領第 32 温泉利用変更届

審査基準	届出書	○ 変更内容 変更の内容が具体的に記載されていること。
		○ 変更理由 変更の理由が具体的に記載されていること。
	添付書類	○ 変更前及び変更後の温泉利用施設の状況又は温泉法第 18 条第 1 項の規定による掲示をする場所を明らかにする平面図（利用場所を変更した場合）
		○ 総硫黄が温泉 1 キログラム当たり 2 ミリグラム以上含まれる温泉利用施設にあっては、上記のほか換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等の設置場所を明らかにする図面（利用場所を変更した場合）
留意事項		○ 利用場所の変更とは軽微なものをいう。（浴槽の改装等を行い、一体性が認められない場合は新たに利用許可申請を行う必要がある。） ○ 変更を証する書類の添付も求めること。

### 審査要領第 33 温泉利用廃止届

審査基準	届出書	○ 届出者 温泉利用の被許可者の死亡、所在不明等の場合は、戸籍法第 86 条第 1 項に規定する届出義務者であること。
		○ 廃止理由 廃止の理由が簡潔に記載されていること。

### 審査要領第 34 温泉使用届

審査基準	届出書	○ 届出者 温泉の所有者と同じであること。 届出者と温泉所有者とが異なる場合には、温泉を使用する権利を有する書面を提示すること。
		○ 温泉の使用目的 温泉の使用目的が具体的に記載されていること。
		○ 温泉の使用場所 温泉を使用する場所の住所が記載されていること。
	添付書類	○ 配管系統を明らかにした温泉の使用場所の平面図 源泉から温泉使用場所までの配管系等が記載されていること
留意事項		○ 届出の対象 温泉を公共の浴用又は飲用以外に使用する場合 例) 自宅浴槽での使用、清涼飲料水の原材料として使用 養魚用としての使用など

### 審査要領第 35 温泉使用廃止届

審査基準	届出書	○ 届出者 温泉使用届出者の死亡、所在不明等の場合は、戸籍法第 86 条第 1 項に規定する届出義務者であること。
		○ 温泉の使用場所 温泉を使用する場所の住所が記載されていること。
		○ 廃止の理由 廃止の理由が具体的に記載されていること。

審査要領第 36 温泉成分分析機関登録申請

審査基準	許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、温泉法第 19 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。</li> <li>① 温泉成分の分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>② 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。</li> <li>○ 次の各号のいずれかに該当する者は、温泉成分分析を行う者の登録を受けることができない。</li> <li>① 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</li> <li>② 温泉法第 25 条(第 3 号を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者</li> <li>③ 法人であって、その役員のうち上記①、②のいずれかに該当する者があるもの</li> <li>○ 温泉成分分析を行う者の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能</li> <li>○ その他参考事項 他法令による指定、登録の状況について記載されていること。</li> </ul>
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。） 定款又は寄附行為の写しには、原本と相違のない旨の証明がされていること。 国又は地方公共団体には、定款及び寄附行為は存在しないので、添付は不要とする。 登記事項証明書は、おおむね 6 月以内のものであること。</li> <li>○ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）</li> <li>○ 温泉成分分析を行う施設の見取図 分析を行う部屋及び使用機器の位置が示されていること。</li> <li>○ 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するために十分な経理的基礎を有することを証明する書類 貸借対照表、財産目録等を添付すること。</li> <li>○ 温泉法第 19 条第 4 項各号に該当しない者であることを誓約する書類</li> <li>○ 温泉法施行規則第 14 条第 2 項各号に該当する場合にあつては、その契約書の写し IM 泉効計等を保有しない場合、IM 泉効計等の借り受ける旨の契約の写し又は IM 泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わって行なう旨の契約書の写し</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分析責任者の資格、経験等は次に掲げるものとする。</li> <li>資格 環境計量士、薬剤師、検査技師等</li> <li>経験等 温泉、水質等の分析の研究内容等</li> <li>登録の申請は、分析施設ごとに行うこと。</li> </ul>	

審査要領第 37 温泉成分分析機関変更届

審査基準	届出書	
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更を証明する書類</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の事項に変更があつたときに届出を行うこと。</li> <li>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</li> <li>② 分析施設の名称及び所在地</li> <li>③ 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能</li> <li>④ 分析責任者の氏名</li> <li>⑤ 分析責任者の資格</li> </ul>	

審査要領第 38 温泉成分分析機関廃止届

審査基準	届出書	○ 廃止の理由 廃止の理由が簡潔に記載されていること。
		○ 特記事項 廃止に際し、特に記載すべき事項があれば記載すること。

## 参考1

### 温泉の土地掘削の規制を受ける関係法令(抜粋)

#### ○ 森林法

##### (保安林における制限)

第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～九 (略)

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 (略)

##### (保安林に関する規定の準用)

第44条 (前略) 保安施設地区における制限については、第34条から第34条の3までの規定を準用する。

#### ○ 河川法

##### (土地の掘削等の許可)

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

##### (河川予定地における行為の制限)

第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

#### ○ 農地法

##### (農地の転用の制限)

第4条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～八 (略)

##### (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第4項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第4項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～七 (略)

#### ○ 農業振興地域の整備に関する法律

##### (農用地区域内における開発行為の制限)

第15条の2 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のい



れかに該当する行為については、この限りでない。

一～七（略）

## ○ 富山県砂防指定地等管理条例

### (制限行為)

第4条 砂防指定地内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な行為については、この限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土、切土その他の土地の現状を変更する行為
- (2) ～ (7)（略）

## ○ 地すべり等防止法

### (行為の制限)

第18条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)
- 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)
- 三 のり切又は切土で政令で定めるもの
- 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良
- 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

## ○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

### (行為の制限)

第7条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 ～ 七（略）

## ○ 海岸法

### (海岸保全区域における行為の制限)

第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

### (一般公共海岸区域における行為の制限)

第37条の5 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。

- 一 土石を採取すること。
- 二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。

## ○ 富山県自然環境保全条例

### (特別地区)

第11条 知事は、保全計画に基づいて、保全地域内に、特別地区を指定することができる。

2～3 (略)

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(第14条第1項において「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) ～ (12) (略)

## ○ 自然公園法

### (特別地域)

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 ～ 十八 (略)

### (特別保護地区)

第21条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- 一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為
- 二 ～ 十一 (略)

## ○ 富山県立自然公園条例

### (特別地域)

第20条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図

るために行うものは、この限りでない。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (5) ～ (18) (略)

## ○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (特別保護地区)

第29条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2～6 (略)

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 三 木竹を伐採すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

## ○ 港湾法 (港湾区域内の工事等の許可)

第37条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用
- 二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取
- 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良(第1号の占用を伴うものを除く。)
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

## ○ 富山県港湾管理条例 (港湾施設の使用等の許可)

第5条 規則で定める港湾施設を使用し、又は占用しようとする者(前条第1項各号に掲げる行為に伴い占用しようとする者及び第25条第1項に規定する特定港湾施設を使用しようとする者を除く。)は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

## ○ 漁港漁場整備法 (漁港の保全)

第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農

林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

○ 富山県漁港管理条例  
(占有の許可等)

第11条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

○ 文化財保護法  
(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

○ 都市計画法  
(建築等の制限)

第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行ない、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

三 都市計画事業の施行として行なう行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(建築等の制限)

第57条の3 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、第52条の2第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(建築等の制限)

第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

## ○ 都市公園法

### (国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第11条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

## ○ 都市公園法施行令

第18条 法第11条第4号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 二 ～ 六 (略)

## ○ 富山県立都市公園条例

### (行為の禁止)

第4条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) ～ (9) (略)

## ○ 富山県置県百年記念県民公園条例

### (行為の禁止)

第9条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) ～ (9) (略)

### (自然風致公園の管理)

第27条 第7条、第9条、第10条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定は、自然風致公園の管理について準用する。

## ○ 景観法

### (届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第4号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)
- 三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

○ 富山県景観条例

**(大規模行為の景観づくり基準)**

第23条 知事は、次に掲げる行為であって規則で定める規模を超えるもの(以下「大規模行為」という。)に係る景観づくりのための基準(以下「大規模行為の景観づくり基準」という。)を定めるものとする。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築又は移転
- (2) 建築物等の外観の変更
- (3) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)
- (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (5) 鉱物の掘採又は土石の類の採取

**(大規模行為の届出)**

第25条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該大規模行為の種類、場所、内容、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

**(特定行為の景観づくり基準)**

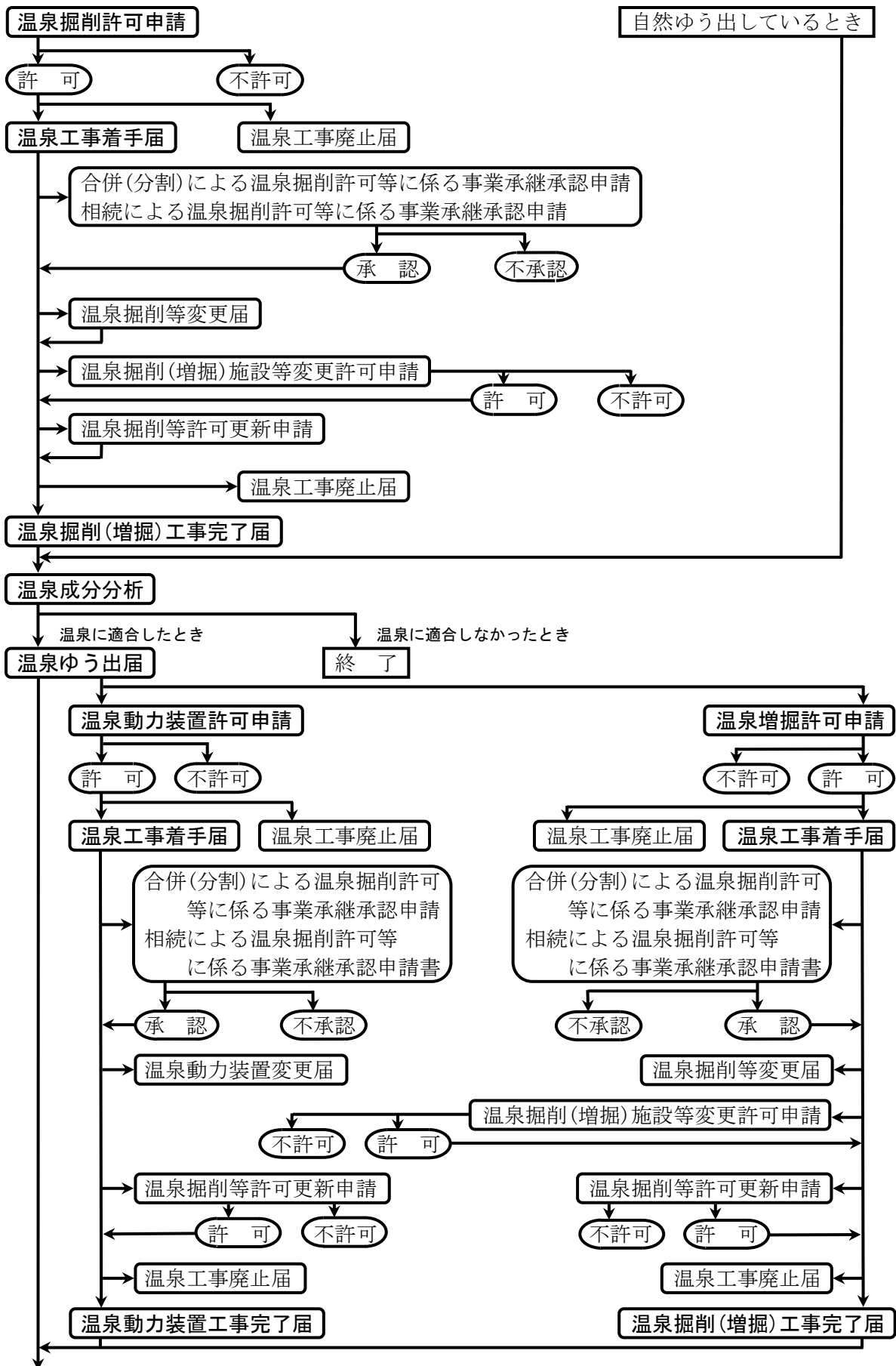
第32条 知事は、重点地域基本計画に基づき、当該重点地域において行われる次に掲げる行為であって地域の特性を考慮し、その実施が周辺景観に影響を与えるものとして規則で定めるもの(以下「特定行為」という。)に係る景観づくりのための基準(以下「特定行為の景観づくり基準」という。)を定めるものとする。

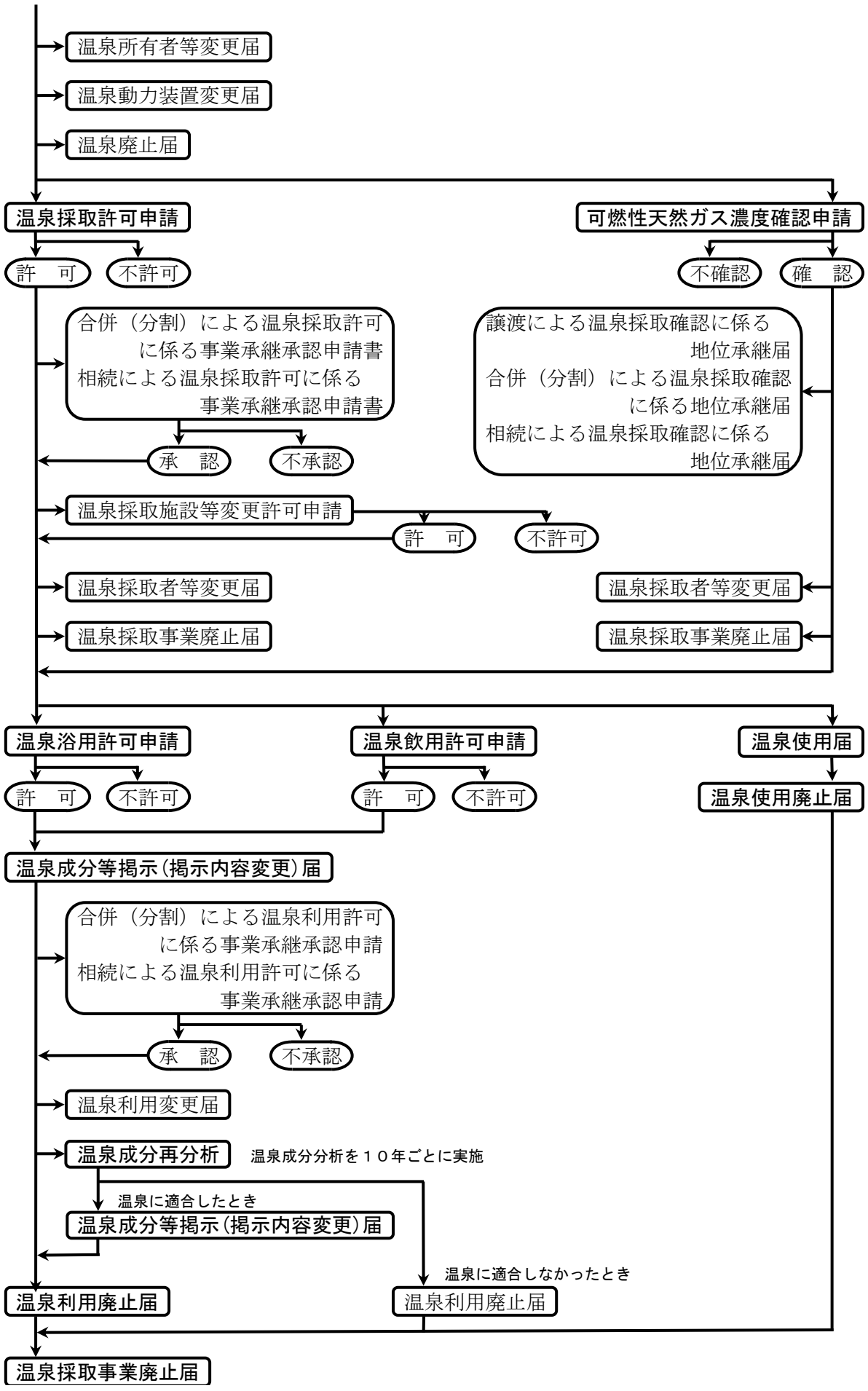
- (1) 第23条第1項各号に掲げる行為
- (2) 木竹の伐採

**(特定行為の届出等)**

第34条 特定行為をしようとする者は、当該特定行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該特定行為の種類、場所、内容、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

温泉関係申請・届出手続きフローシート







### 参考3

#### 申請書に添付する誓約書様式

##### 1 温泉掘削許可関係

温泉掘削許可申請、合併(分割)による温泉掘削等に係る事業承継承認申請、相続による温泉掘削等に  
係る事業承継承認申請

###### (1) 法人の場合

誓 約 書			
本法人及びその役員である次の者は、温泉法第4条第1項第4号から第6号に該当しない者であることを誓約します。			
代表者	氏 名		
取締役	氏 名		
〃	氏 名		
	年 月 日		
		法人名 代表者	印
富山県知事	殿		

###### (2) 個人の場合

誓 約 書			
私は、温泉法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約します。			
	年 月 日		
		氏 名	印
富山県知事	殿		

## 2 温泉増掘許可関係

温泉増掘許可申請、合併(分割)による温泉掘削等に係る事業承継承認申請、相続による温泉掘削等に  
係る事業承継承認申請

### (1) 法人の場合

誓 約 書			
本法人及びその役員である次の者は、温泉法第11条第2項の規定により準用する同法第4条第1項第4号から第6号に該当しない者であることを誓約します。			
代表者	氏名		
取締役	氏名		
〃	氏名		
	年 月 日		
		法人名 代表者	印
富山県知事	殿		

### (2) 個人の場合

誓 約 書			
私は、温泉法第11条第2項の規定により準用する同法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約します。			
	年 月 日		
		氏名	印
富山県知事	殿		

### 3 温泉動力装置許可関係

温泉動力装置許可申請、合併(分割)による温泉掘削等に係る事業承継承認申請、相続による温泉掘削等に係る事業承継承認申請

#### (1) 法人の場合

誓 約 書			
本法人及びその役員である次の者は、温泉法第11条第3項の規定により準用する同法第4条第1項第4号から第6号に該当しない者であることを誓約します。			
代表者	氏名		
取締役	氏名		
〃	氏名		
	年 月 日		
		法人名 代表者	印
富山県知事	殿		

#### (2) 個人の場合

誓 約 書			
私は、温泉法第11条第3項の規定により準用する同法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約します。			
	年 月 日		
		氏名	印
富山県知事	殿		

#### 4 温泉採取許可関係

温泉採取許可申請、合併(分割)による温泉採取許可に係る事業承継承認申請、相続による温泉採取許可に係る事業承継承認申請

##### (1) 法人の場合

誓 約 書		
本法人及びその役員である次の者は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることを誓約します。		
代表者	氏 名	
取締役	氏 名	
〃	氏 名	
年 月 日		
法人名 代表者		印
富山県知事	殿	

##### (2) 個人の場合

誓 約 書		
私は、温泉法第14条の2第2項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約します。		
年 月 日		
氏 名		印
富山県知事	殿	

## 5 温泉浴用(飲用)許可関係

温泉浴用許可申請、温泉飲用許可申請、合併(分割)による温泉利用許可に係る事業承継承認申請、相続による温泉利用許可に係る事業承継承認申請

### (1) 法人の場合

誓 約 書			
本法人及びその役員である次の者は、温泉法第15条第2項第1号から第3号に該当しない者であることを誓約します。			
代表者	氏名		
取締役	氏名		
〃	氏名		
	年	月	日
			法人名 代表者
			印
富山県知事		殿	

### (2) 個人の場合

誓 約 書			
私は、温泉法第15条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約します。			
	年	月	日
			氏名
			印
富山県知事		殿	

6 温泉成分分析機関登録申請関係

温泉成分分析機関登録申請

(1) 法人の場合

誓 約 書		
本法人及びその役員である次の者は、温泉法第19条第4項第1号から第3号に該当しない者であることを誓約します。		
代表者	氏 名	
取締役	氏 名	
〃	氏 名	
年 月 日		
法人名 代表者		印
富山県知事	殿	

(2) 個人の場合

誓 約 書		
私は、温泉法第19条第4項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約します。		
年 月 日		
氏 名		印
富山県知事	殿	

## 別紙2

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	温泉掘削許可の取消し
根拠法令	温泉法第4条、第9条、第12条、第33条
処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、法第3条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第3条第1項の許可に係る掘削が法第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 法第3条第1項の許可を受けた者が法第4条第1項第4号又は第6号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 法第3条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(4) 法第3条第1項の許可を受けた者が法第4条第3項(第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 法第9条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる場合には、法第3条第1項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 法第9条第2項、第12条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続き区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第9条、第12条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>

処 分 名	温泉増掘許可の取消し
根拠法令	温泉法第11条第2項において準用する第4条、第9条、第12条、第33条
処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、法第11条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第11条第1項の許可に係る増掘が法第11条第2項において準用する第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 法第11条第1項の許可を受けた者が法第11条第2項において準用する第4条第1項第4号又は第6号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 法第11条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(4) 法第11条第1項の許可を受けた者が法第11条第2項において準用する第4条第3項(第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 法第11条第2項において準用する第9条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる場合には、法第3条第1項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 法第11条第2項において準用する第9条第2項、第12条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続き区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 法第11条第2項において準用する第9条、第12条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>

処 分 名	温泉の動力の装置許可の取消し
根拠法令	温泉法第11条第3項において準用する第4条、第9条、第12条、第33条

処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、法第 11 条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第 11 条第 1 項の許可に係る動力の装置が法第 11 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 法第 11 条第 1 項の許可を受けた者が法第 11 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 法第 11 条第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(4) 法第 11 条第 1 項の許可を受けた者が法第 11 条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 法第 11 条第 2 項において準用する第 9 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、法第 11 条第 1 項の許可を受けた者に対して、温泉の保護その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 法第 11 条第 3 項において準用する第 9 条第 2 項、第 12 条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続き区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 法第 11 条第 3 項において準用する第 9 条、第 12 条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>
------	---

処分名	温泉の採取の許可の取消し
根拠法令	温泉法第 14 条の 9、第 14 条の 10、第 33 条
処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、法第 14 条の 2 第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第 14 条の 2 第 1 項の許可に係る温泉の採取が同条第 2 項第 1 号に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が同条第 2 項第 2 号又は第 4 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(4) 法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が同条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項（第 14 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 法第 14 条の 9 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 法第 14 条の 9 第 2 項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続き区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 法第 14 条の 9 の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>

処分名	温泉利用(浴用・飲用)許可の取消し
根拠法令	温泉法第 31 条、第 33 条
処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、第 15 条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者が同条第 2 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(4) 第 15 条第 1 項の許可を受けた者が同条第 4 項において準用する第 4 条第 3 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 法第 31 条第 1 項、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 法第 31 条第 2 項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続き区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 法第 31 条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>



参 考	<p>1 公衆衛生上必要があると認めるときとは次の場合をいう。</p> <p>(1) 温泉成分が有害な成分に変化したとき</p> <p>(2) 亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量併発するに至ったとき</p> <p>(3) 利用施設の換気、採光等の衛生管理あるいは利用方法の不備により、温泉利用者に危害が生じ又は重大な危害が発生するおそれがある場合</p> <p>2 第 15 条第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したときとは次の場合をいう。</p> <p>(1) 違反の状況又は動機から判断して、許可の取消しを行うことが必要と認められるとき</p> <p>(2) 当該違反行為に関してなされた本県の指示に従い速やかに必要な措置をとらないとき</p>
-----	---

処 分 名	登録分析機関の登録の取消し
根拠法令	温泉法第 25 条
処分基準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 24 条、第 26 条並びに第 27 条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第 19 条第 3 項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第 19 条第 4 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 不正の手段により第 19 条第 1 項の登録を受けたとき。</p>

## 審査基準第1

### 循環ろ過装置設置浴用施設基準

#### 1 基準の適用対象

循環ろ過装置を設置する温泉浴用許可施設に適用する。

なお、循環水を飲用に利用することは認めない。

#### 2 循環ろ過装置を設置する浴用施設の基準

- (1) 外湯(露天風呂)には、原則として循環水を使用しないこと。やむを得ず循環水を使用する場合は、内湯と外湯(露天風呂)の浴槽水が配管を通じて混ざらないようにするため、それぞれに循環ろ過装置を設置すること。
- (2) 気泡発生装置等の空気取入口には、土埃が入らないようにするための措置を講じていること。
- (3) 循環水を誤って飲むことを防ぐ必要があると認められる場合は、当該湯水の注入口周辺に飲用に適さない旨を表示する等措置を講じること。
- (4) 公衆浴場法又は旅館業法のいずれも適用されない施設の場合も、これらに準じ、下記の構造設備基準に適合することが望ましいこと。
  - ア 浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造とすること。
  - イ 24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用しない構造とすること。
  - ウ 循環ろ過装置を設ける場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有すること。

※ 申請の際、循環ろ過装置を設置する施設の浴槽ごとに、その概要について記載すること(富山県温泉法施行規則様式第13号の2)。

## 審査基準第2

### 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準

#### 1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉とする。

#### 2 温泉利用施設の設備構造

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）内の空気中の硫化水素濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。

##### (1) 浴室内の空気中の硫化水素濃度

- イ 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度 20ppm
- ロ 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度 10ppm

##### (2) 換気孔等又はばっ気装置等

イ 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。

(イ) 換気孔若しくは換気装置（以下「換気孔等」という。）（常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ロ) ばっ気装置等（源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ハ) 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造

ロ 換気孔等の設置については、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）

ハ 浴室内には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

##### (3) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図1及び2参照）

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図1及び3参照）

#### 3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

##### (1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、

変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事等が必要と認めたときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果 1 を記録し、都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

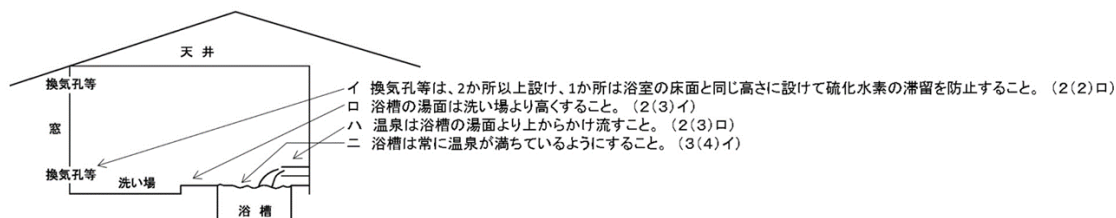
イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。（別図1参照）

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

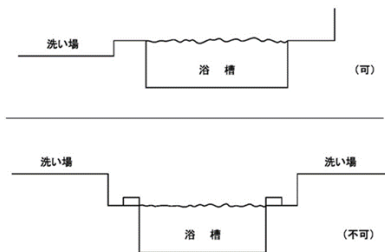
#### 4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

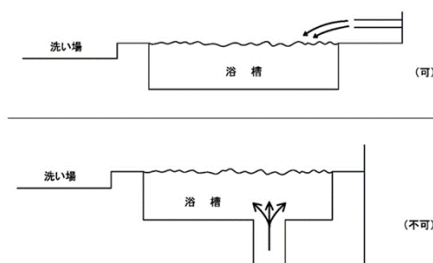
別図1



別図2



別図3



温泉利用許可の単位

1 浴 用

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

浴室ごとに1件とする。(ただし、浴室間の上部が開放されている場合又は浴室間で1浴槽を共有している場合はこの限りではない。)

従って、同室内に2以上の浴槽がある場合においても1件とする。

また、露天風呂については、浴槽ごとに1件とする。ただし、構造的には同一浴槽と認められる場合であっても、排水、給湯等の配管系統がそれぞれ独立したものであると認められる場合にあつては、配管系統ごとに1件とする。

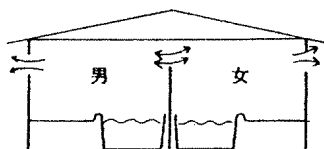
(2) 2以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 浴室内に1浴槽しかない場合であつて、2以上の源泉の温泉を混入して浴槽に利用する場合は、浴室ごとに利用許可を要する。

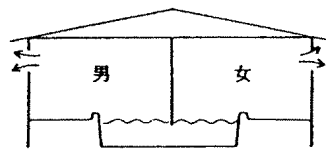
従って、1の(1)の場合と同様とする。

イ 同室内に2以上の浴槽がある場合において、各々異なる源泉の温泉を、各々異なる浴槽に利用する場合は、浴槽ごとに1件とする。

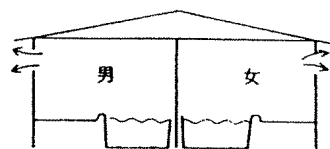
従って、浴槽ごとに泉質、成分の異なる場合は、浴槽ごとに利用許可を要する。



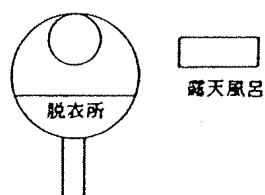
【例1】浴室上部開放 1件



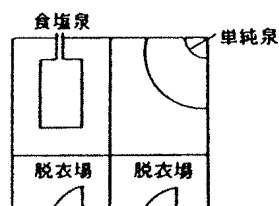
【例2】浴槽共有 1件



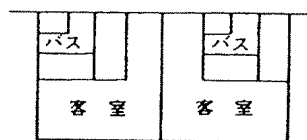
【例3】浴室完全仕切 2件



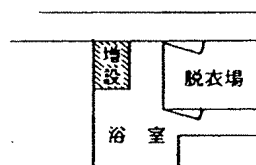
【例4】露天風呂 2件



【例5】異泉質引湯 2件



【例6】個室バス 2件



【例7】同一浴室内の浴槽増設 1件

## 2 飲 用

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

飲泉ごとに1件とする。

従って、同一飲泉所に2以上の飲泉口がある場合においても1件とする。

(2) 2以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 同一飲泉所に1飲泉口しかない場合において、2以上の源泉の温泉を混入して飲用に利用する場合は、飲泉所ごとに1件とする。

従って、2(1)の場合と同様とする。

イ 同一飲泉所に2以上の飲泉口がある場合において、各々異なる源泉の温泉を、各々異なる飲泉口に利用する場合は、飲泉口ごとに1件とする。

従って、飲泉口ごとに泉質、成分の異なる場合は、飲泉口ごとに利用許可を必要とする。

審査基準第 4

温泉飲用施設基準

項 目	基 準
源 泉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ゆう出する温泉が、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等により汚染されない構造であること。</li> <li>2 ゆう出する温泉が油脂類等により汚染されない構造であること。</li> <li>3 通気管管端部(立上り部)には防虫網等を設け、開口部からほこり等により汚染されない構造であること。</li> </ol>
中継槽・貯湯槽	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表流水、浅層地下水及び下水溝の水が流入しない構造で、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。</li> <li>2 原則として地上に設置されていること。 やむを得ず地下に設置する場合は、汚水槽、雑排水槽等からの汚水により汚染されないように有効な距離を保つこと。</li> <li>3 通気管、オーバーフロー管管端部に防虫網を設けること。</li> <li>4 完全な水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。</li> <li>5 温泉引湯施設以外の配管施設が設置されていないこと。</li> <li>6 槽内に温泉が滞留することのない構造であること。</li> </ol>
送・引湯管	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内圧を常に一定圧力以上に保ち、周辺の環境等により汚染されない配管設備であること。</li> <li>2 水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。</li> <li>3 温泉を汚染するおそれのある設備、機械類等の中を貫通して配管されていないこと。</li> <li>4 当該施設以外の配管設備(施設内の暖房配管、水道管等)と直接連結されていないこと。</li> </ol>
飲用場所 (飲泉口)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として浴室外の衛生上支障のない場所に設置すること。 やむを得ず浴室内に設置する場合は、飲用に供する湯口と浴槽湯口とを分離し、飲用に供する湯口等を限定すること。 また、浴槽及び洗場からの飛沫により汚染を受けない構造とし、湯口は床面から80cm以上の高さにすること。</li> <li>2 水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。 (原則として、木製の湯口は認めない。)</li> <li>3 飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。</li> </ol>
水 質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲用に供する温泉は、「温泉飲用利用基準」(審査要領第 28) に適合するものであること。</li> <li>2 循環ろ過装置又はその他の設備により再生した温泉でないこと。</li> <li>3 温泉水の濃度又は温度を調節するための希釈水は、原則として水道水を使用し、水道水以外を希釈水とする場合は、水道法に定める水質基準に適合したものであること。</li> </ol>

温泉飲用利用基準

1 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸

2 飲用許容量

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

(1) 大人(16歳以上の者)

ア ひ素を含有する温泉水

$$\text{飲用の総量} = \left( \frac{0.1}{A} \times 1000 \right) \text{ m}\ell$$

成分の総摂取量 0.1mg(1日につき)

イ 銅を含有する温泉水

$$\text{飲用の総量} = \left( \frac{2.0}{A} \times 1000 \right) \text{ m}\ell$$

成分の総摂取量 2mg(1日につき)

ウ ふっ素(フッ化物イオン)を含有する温泉水

$$\text{飲用の総量} = \left( \frac{1.6}{A} \times 1000 \right) \text{ m}\ell$$

成分の総摂取量 1.6mg(1日につき)

エ 鉛を含有する温泉水

$$\text{飲用の総量} = \left( \frac{0.2}{A} \times 1000 \right) \text{ m}\ell$$

成分の総摂取量 0.2mg(1日につき)

オ 水銀を含有する温泉水

$$\text{飲用の総量} = \left( \frac{0.002}{A} \times 1000 \right) \text{ m}\ell$$

成分の総摂取量 0.002mg(1日につき)

カ 遊離炭酸を含有する温泉水

(単純炭酸泉、含炭酸重曹泉等)

成分の総摂取量 1000mg(1回につき)

※ Aは当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値

(2) 小人(15歳以下の者)

15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

3 施設の管理等

(1) 衛生管理

ア 源泉の管理



飲用に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が、温泉中に侵入しないように遮断されていること。また、源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

#### イ 中継槽の管理

中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、槽の蓋は周辺から汚染を防止するのに十分な構造であること。

#### ウ 送(引)湯管路の管理

送(引)湯管路は、常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分等から混入しないように管理すること。

#### エ 貯湯槽の管理

貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するよう常に管理し、施設構造は地上式にすること。また、年1回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。(清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気をほどこす等注意すること。)

#### オ 飲泉用コップの管理

飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。

### (2) 水質検査

#### ア 水質基準

飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、温泉飲用許可申請時に一般細菌、大腸菌群、全有機炭素(TOC)、臭気、味、色度及び濁度の検査を行い、別表の基準値に適合していること。

その後は、毎年1回以上、飲泉口において採取した温泉について、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していること確認すること。

また、必要に応じ、毎年1回、飲泉口において採取した温泉について、全有機炭素(TOC)、臭気、味、色度、濁度について検査を行い別表の基準値に適合していることを確認すること。

なお、検査の結果、不適の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その旨を温泉利用施設の所在地を管轄する厚生センター所長に届け出るとともに、その原因を排除すること。

#### 別表

検査項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素(TOC)	5mg/l以下であること。
臭気	異常でないこと。
味	異常でないこと。
色度	原則として5度以下であること。
濁度	原則として2度以下であること。

強酸・強アルカリの温泉などpH値が、水道法に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定めるpH値の基準値(5.8以上8.6以下)以内でない場合は、原則として飲用不可とする。

## イ 水質検査の方法

一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素の検査方法は、昭和50年7月12日付け環自企第424号環境庁自然保護局長通知「温泉の利用基準について」(最終改正・平成19年10月1日付け環自総発第071001002号の環境省自然環境局長通知)「温泉利用基準(飲用利用基準)の一部改正について」に基づき行なうこと。また、臭気、味、色度、濁度、pH値の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に基づき行うものとする。

また、検査にあたっては、試料採取後速やかに試験を行う必要があることから、温泉法に基づく登録分析機関に限定することなく、迅速かつ精密に検査しうる機関(水道法の登録水質検査機関や建築物衛生法の建築物飲料水水質検査業登録業者等)において実施しても差し支えないこととする。

### (3) 飲用許容量等の明示

飲用場所に飲用許容量その他必要となる飲用上の注意を掲示すること。また、複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最少量の飲用許容量を掲示すること。とくに、炭酸ガスを含む温泉については、大量の炭酸の飲用吸収による鉱泉酩酊について十分な注意を促すこと。また、掲示にあたっては、たとえば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者にわかり易い方法も併せて示すこと。

審査基準第6

温泉利用の禁忌症決定基準

温泉の禁忌症はおおむね以下に示す①温泉の一般的禁忌症、②泉質別禁忌症、③含有成分別禁忌症によること。

①温泉の一般的禁忌症(浴用)

病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

②泉質別禁忌症

掲示用泉質	浴用	飲用
酸性泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、 高齢者の皮膚乾燥症	
硫黄泉	酸性泉に同じ	

③含有成分別禁忌症

成分	浴用	飲用
ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合		塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）
カリウムイオンを含む温泉を1日(900/A)×1,000mLを超えて飲用する場合		カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能低下症）
マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合		下痢、腎不全
よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合		甲状腺機能亢進症
上記のうち、二つ以上に該当する場合		該当するすべての禁忌症

(注) Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指す。

飲用する温泉について、含まれる成分ごとにそれぞれの重量に基づき具体的飲用量を算出して記載すること。ただし、温泉利用の注意事項決定基準②飲用の方法及び注意エ.において、「温泉飲用の1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。」としており、具体的限界値が500mL以上の場合には、温泉の1日の飲用量を超えているため、禁忌症を掲示することを要しない。

(例) ナトリウムイオン 3,000mg/kg、カリウムイオン 200mg/kg、マグネシウムイオン 60mg/kg、よう化物イオン 1mg/kg を含有する温泉を飲用する場合は、以下のとおり含有成分別禁忌症として掲示すること。

- ・ 1日に 100mL（よう化物イオンの含有量から算出される限界値）を超えて温泉を飲用する場合：
  - 甲状腺機能亢進症
- ・ 1日に 400mL（ナトリウムイオンの含有量から算出される限界値）を超えて温泉を飲

用する場合：

塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）

（参考）

なお、この場合、カリウムイオン及びマグネシウムイオンに関しては上記の理由により、算出される具体的な限界値が 500mL 以上となるため禁忌症として掲示を行うことを要しない。

温泉利用の適応症決定基準

温泉療養を行うにあたっては、以下の点を理解して行う必要がある。

- ① 温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応であること。
- ② 温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的とすること。
- ③ 温泉療養は短期間でも精神的なりフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。
- ④ 適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合があるので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいこと。
- ⑤ 従来より、適応症については、その効用は総合作用による心理反応などを含む生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等から、その掲示の内容については引き続き知事の判断に委ねることとしていること。

(1) 療養泉の適応症の掲示基準

①療養泉の一般的適応症(浴用)

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進

②泉質別適応症

掲示用泉質	浴用	飲用
単 純 温 泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	
塩 化 物 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	萎縮性胃炎、便秘
炭 酸 水 素 塩 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）
硫 酸 塩 泉	塩化物泉に同じ	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘
二 酸 化 炭 素 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症	胃腸機能低下
含 鉄 泉		鉄欠乏性貧血
酸 性 泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、表皮化膿症	
含 よ う 素 泉		高コレステロール血症

硫黄泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）	耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症
放射能泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など	
上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症	該当するすべての適応症

(注)

- 療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症について重複するものがある場合は、掲示に当たっては、泉質別適応症の掲示を優先し、重複するものを一般的適応症から除いても差し支えない。
- 鉱泉分析法指針（平成 26 年改訂）（\*）に示す療養泉の泉質の分類が二つ以上該当する場合における適応症は「該当するすべての適応症」としているが、掲示に当たっては、重複して掲げないこととする。

（例）含二酸化炭素－ナトリウム－塩化物泉の場合は、「塩化物泉」と「二酸化炭素を含む療養泉」に該当するため、浴用の適応症として、きりきず、末梢循環障害及び冷え性は、重複して掲げない。

\* 鉱泉分析指針（平成 26 年改訂）における療養泉の泉質の分類を参照すること。

## （2）基準の適用対象

上記（1）の基準は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合には、全ての基準が適用されるものではない。また、療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

## 審査基準第8

### 温泉利用の注意事項決定基準

#### ①浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

##### ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後 30 分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

##### イ. 入浴方法

###### (ア) 入浴温度

高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

###### (イ) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

###### (ウ) 入浴回数

入浴開始後数日間は、1 日当たり 1～2 回とし、慣れてきたら 2～3 回まで増やしてもよいこと。

###### (エ) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1 回当たり、初めは 3～10 分程度とし、慣れてきたら 15～20 分程度まで延長してもよいこと。

##### ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

##### エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び 30 分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。
- (イ) 脱水症状等为了避免のため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

##### オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね 3 日～1 週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

## カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

### ②飲用の方法及び注意

温泉は、湧出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は、以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

ア. 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。

イ. 15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。

ウ. 飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。

エ. 温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

1. 温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、この記載に加えて、以下に定める方法により飲用量を示すこととする。

(ア) ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀

(1) 1日当たりの飲用量の算出の方法

- ①ひ素 1日当たりの飲用量=  $(0.1 / A \times 1,000)$  mL
- ②銅 1日当たりの飲用量=  $(2.0 / A \times 1,000)$  mL
- ③ふっ素 1日当たりの飲用量=  $(1.6 / A \times 1,000)$  mL
- ④鉛 1日当たりの飲用量=  $(0.2 / A \times 1,000)$  mL
- ⑤水銀 1日当たりの飲用量=  $(0.002 / A \times 1,000)$  mL

A：温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)

(2) 算出された飲用量の明示の方法

① 算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉はひ素(\*)を含むため、温泉飲用の1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mLまでとすること。

② 算出された飲用量が150mL以上500mL未満の場合

この温泉はひ素(\*)を含むため、温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mLまでとすること。

(\*) 飲用量が制限される要因となる成分(ひ素、銅、ふっ素、鉛又は水銀)を記載する。

③ 算出された飲用量が500mL以上の場合

温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量はおよそ200～500mLまでとすること。



(注) 算出された飲用量が500mL以上の場合は、温泉の1日の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

(イ) 遊離炭酸

(1) 1回当たりの飲用量の算出の方法

1回当たりの飲用量 =  $(1,000 / A \times 1,000)$  mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる遊離炭酸の重量 (mg)

(2) 算出された飲用量の明示の方法

① 算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の1回の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとし、その1日の量はおよそ200~500mLまでとすること。

② 算出された飲用量が150mL以上の場合

温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量はおよそ200~500mLまでとすること。

(注) 算出された飲用量が150mL以上の場合は、温泉の1回の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

2. 温泉がpH3未満である場合(希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。)は、この記載に代えて、例えば「この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおよそA倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mLまでとし、その1日の総量はおよそ200~500mLまでとすること。」とする。なお、Aの数値は、pHにより異なるため、pH3以上となるように具体的希釈倍率を算出して記載すること。

オ. 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものをを用いること。

カ. 飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。

キ. 飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。

ク. 飲用する際には、誤嚥に注意すること。

(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

